

株式会社アサヒトラスト

(2007年版)

【はじめに】

本書は、平成19年3月期（平成18年4月～平成19年3月）における当社の会社概要、営業の状況および経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- ① 「会社名等」
会社名、所在地、電話番号、代表者役職・氏名を記載しています。
- ② 「会社の沿革」
当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- ③ 「会社の目的」
定款に記載された当社の目的を記載しています。
- ④ 「事業の内容」
当社の経営組織、業務の内容について記載しています。
- ⑤ 「営業所の状況」
本店および従たる営業所について、店舗の名称、所在地、電話番号を記載しています。
- ⑥ 「財務の概要」
平成19年3月決算期における資本金、純資産額、総資産額、営業収益、経常利益、当期純利益等の主要な財務指標について記載しています。
- ⑦ 「発行済株式総数」
平成19年3月末現在における発行済株式の総数を記載しています。
- ⑧ 「主要株主名」
所有株式数の多い株主5名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- ⑨ 「役員の状況」
当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- ⑩ 「従業員の状況」
当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

① 「営業の経過および成果」

当社の平成18年度における営業の経過および業績等について記載しています。

② 「対処すべき課題」

当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。

③ 「受託業務管理規則」

当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

④ 「外務員の登録状況」

期首および期末における登録外務員数ならびに期中における外務員の登録人数および抹消人数を記載しています。

⑤ 「委託者数」

期首および期末における委託者数および期中における新規委託者数を記載しています。

⑥ 「苦情・紛争に関する事項」

期中における委託者からの苦情および紛争の状況について、その件数、申出内容および処理概要等を記載しています。

⑦ 「訴訟に関する事項」

期中において係争中の裁判について、その件数および判決の概要等を記載しています。

3. 経理の状況

① 「貸借対照表」

② 「損益計算書」

③ 「株主資本等変動計算書」

④ 「個別注記表」

「会社計算規則」第129条に基づくもののほか、以下の注記項目について記載しています。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「会社計算規則」第132条
2. 貸借対照表等に関する注記「会社計算規則」134条
3. 損益計算書に関する注記「会社計算規則」135条

⑤ 「監査に関する事項」

⑥「財務比率」

諸 項 目	計 算 式	
(a) 純資産額規制比率	$\frac{\text{純 資 産 額}}{\text{リ ス ク 額}} \times 100$	商品取引所法の規定に基づき算出したリスク額に対する純資産の余裕度をみるもので、比率が高いほど法定基準に対する余裕があると言えます。
(b) 純資産額資本金比率	$\frac{\text{純 資 産 額}}{\text{資 本 金 額}} \times 100$	純資産額に占める資本金額の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定成長していると言えます。
(c) 自己資本資本金比率	$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{資 本 金 額}} \times 100$	資本金額に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。
(d) 自己資本比率	$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{総 資 産 額}} \times 100$	総資産額に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。
(e) 修正自己資本比率	$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{総 資 産 額}} \times 100$	委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額および委託者債権の保全制度に基づいて預託されている資産の額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。
(f) 負債比率	$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純 資 産 額}} \times 100$	純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。
(g) 流動比率	$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$	短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

①会社名等

商品取引員名	株式会社アサヒトラスト
代表者名	代表取締役社長 奥 石 宏 司
所在地	東京都中央区日本橋人形町一丁目1番1号
電話番号	03-3667-7011(代)

②会社の沿革

当社は昭和28年10月設立され、昭和30年10月より東京穀物商品取引所の商品仲買人として商品先物取引業を開始いたしました。

その後昭和33年5月社名を静岡商事株式会社から丸静商事株式会社に変更し、昭和41年4月本店所在地を東京都中央区日本橋本町1丁目1番に移転、昭和63年9月には日本の商品先物取引市場の先駆者ともいえる山種グループへ参加したのを契機に経営体制を一新、平成元年4月社名を株式会社アサヒトラストに変更、平成11年4月1日山種物産株式会社を吸収合併、本店所在地を東京都中央区日本橋人形町一丁目1番1号に移転し現在に至っております。

年 月	概 要
昭和28年10月	静岡商事株式会社（東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目5番地・資本金300万円）
昭和30年10月	東京穀物商品取引所に加入 資本金を500万円に変更
昭和30年11月	東京ゴム取引所（現東京工業品取引所）に加入
昭和30年12月	静岡支店開設
昭和31年12月	資本金を1,000万円に変更
昭和32年 2月	東京繊維商品取引所（現東京工業品取引所）に加入
昭和32年12月	横浜支店開設
昭和33年 5月	丸静商事株式会社に社名変更
昭和34年 4月	資本金を2,000万円に変更
昭和35年10月	東京砂糖取引所（現東京穀物商品取引所）に加入
昭和38年 4月	前橋乾菓取引所に加入
昭和38年 6月	資本金を5,000万円に変更
昭和41年 4月	本店所在地を東京都中央区日本橋本町1丁目1番に移転
昭和42年12月	仙台支店、福島支店開設
昭和43年 3月	資本金を7,000万円に変更
昭和43年 9月	資本金を9,000万円に変更
昭和45年12月	資本金を1億2,000万円に変更
昭和46年 1月	農林水産大臣および通商産業大臣より商品取引員の許可を受ける
昭和48年 1月	札幌支店開設 北海道穀物商品取引所（現東京穀物商品取引所）に加入
昭和57年 1月	資本金を2億円に変更

年 月	概 要
昭和57年 3月	東京金取引所（現東京工業品取引所）に加入
昭和57年 6月	資本金を2億4,000万円に変更
昭和59年 4月	資本金を3億6,000万円に変更
昭和59年11月	東京工業品取引所（3取引所合併）に加入
昭和60年12月	資本金を4億8,000万円に変更
昭和63年 9月	山種グループに参加
平成 元年 4月	株式会社アサヒトラストに社名変更
平成 3年 7月	日本商品ファンド業協会（現日本商品投資販売業協会）に加入
平成 3年10月	資本金を8億8,500万円に変更
平成 3年11月	農林水産大臣および通商産業大臣より第一種商品取引員受託業の許可を受ける
平成 4年10月	大蔵大臣、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業（協議法人）の許可を受ける
平成 6年 4月	大宮支店開設
平成 7年10月	資本金を9億8,500万円に変更
平成11年 4月	山種物産株式会社を吸収合併し資本金18億6,000万円となる 本店所在地を東京都中央区日本橋人形町一丁目1番1号に移転、帯広支店開設
平成11年 7月	東京工業品取引所石油市場に加入
平成12年 8月	関西商品取引所農産物市場を脱退
平成13年 5月	横浜商品取引所農産物市場に加入
平成14年 4月	東京支店開設
平成17年 5月	株式会社日本商品清算機構に加入 委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金に加入
平成17年 9月	横浜商品取引所農産物市場・蕪糸市場を脱退

③ 会社の目的

1. 農産物、海産物、畜産物、生鮮食品、柑橘類および食料品の売買業
2. 生ゴム、ゴムおよびゴム製品の売買業
3. 蕪糸および蕪糸製品の売買業
4. 綿花、綿糸、綿製品、絹製品、人絹糸および衣料品の売買業
5. 原毛、羊毛および毛糸の売買業
6. 砂糖および砂糖製品の売買業
7. 非鉄金属、鉄鋼、鉱石、貴金属、精密機械、木材、合板、石油、石炭、石油・石炭精製副産物およびプラスチック等の売買業
8. 前各号に掲げる商品等の先物取引業、委託受託取引業、販売代理業および輸出入業務
9. 金融業、有価証券の運用管理、生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業務
10. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業
11. 前各号に付随する一切の業務

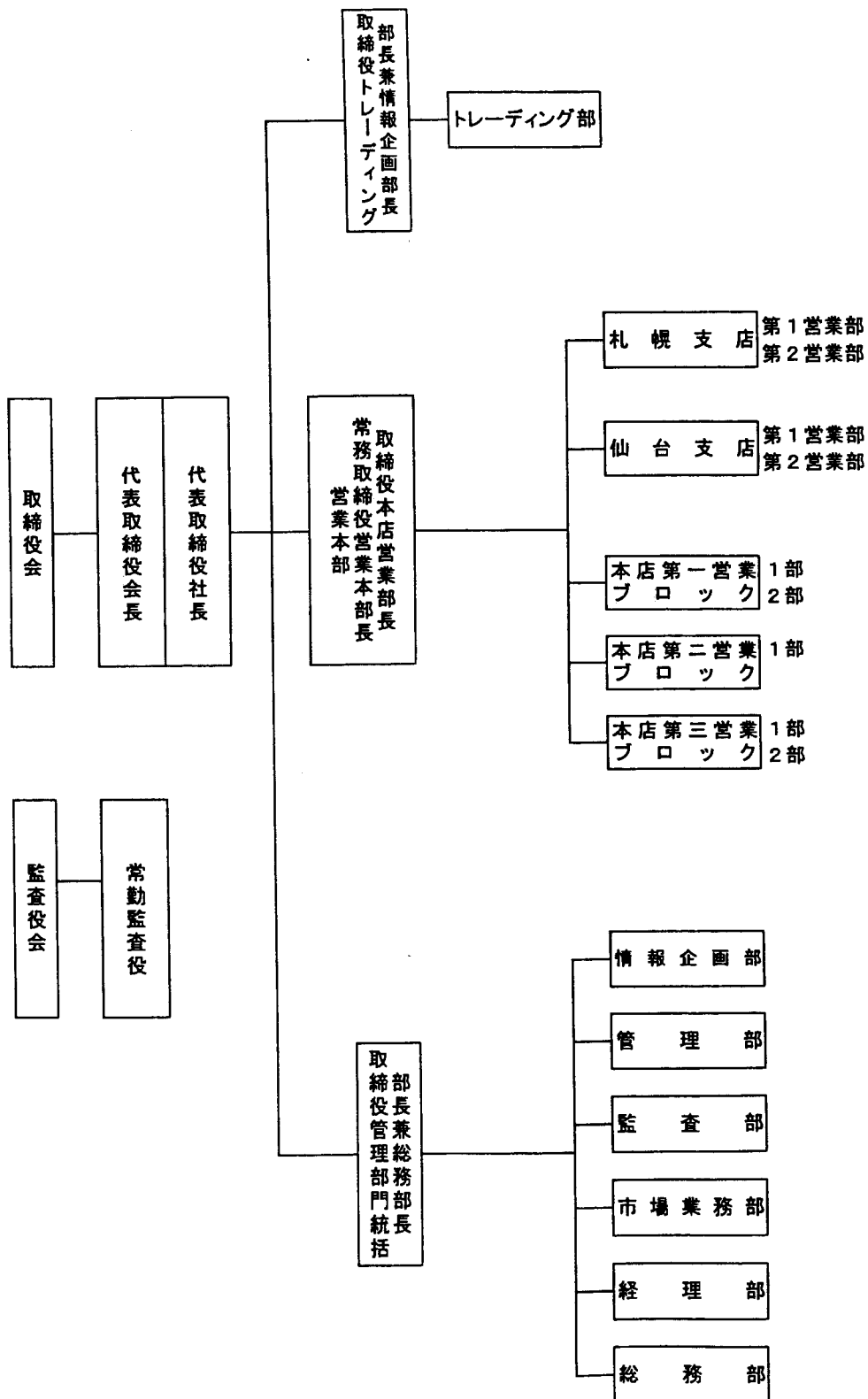
（注）上記目的のうち下線部分の事業は現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。

(平成19年3月31日)



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買ならびに先物取引（商品先物取引、現金決済取引およびオプション取引、以下「商品市場における取引」という）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という）および自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という）を主たる業務としております。業務内容は次のとおりです。

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務および委託の取次業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣および経済産業大臣より許可を受けております。

許可番号：農林水産省「指令17総合第169号」

経済産業省「平成17.4.21商第5号」

市場名 取引所名	農 産 物	砂 糖	貴 金 属	ゴ ム	石 油	上 場 商 品 名
東京穀物商品取引所	○					小豆、とうもろこし、NON-GMO大豆 一般大豆、大豆ミール、アラビカ コーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆
		○				粗糖、精糖
東京工業品取引所			○			金、銀、白金、パラジウム
				○		天然ゴム
					○	ガソリン、灯油、原油、軽油

(平成19年3月31日現在)

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。

自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所 在 地	電 話 番 号
本 社	東京都中央区日本橋人形町一丁目1番1号	03-3667-7011
仙台支店	宮城県仙台市若林区新寺一丁目4番5号	022-791-6171
札幌支店	北海道札幌市中央区南二条西七丁目5番地6	011-261-6341

(平成19年3月31日現在)

⑥財務の概要（平成19年3月決算期）

(a) 資本金	1,860,000千円
(b) 純資産額 *1	4,304,000千円
(c) 総資産額	7,104,446千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	1,856,389千円 (1,000,704千円)
(e) 経常利益	292,548千円
(f) 当期純利益	367,531千円

*1 商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく同施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦発行済株式総数

発行済株式の総数 3,450,000株（平成19年3月31日現在）

（注）当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧主要株主名（上位5名）

（平成19年3月31日現在）

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社中央ロジスティクス	1,282千株	37.2%
山種不動産株式会社	1,207千株	35.0%
株式会社ヤマタネ	635千株	18.4%
金山証券株式会社	264千株	7.7%
山崎元裕	50千株	1.4%
計	3,438千株	99.7%

（注）1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 所有株式数の割合は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

⑨ 役員 の 状 況

役 名 及 び 職 名	氏 名 生 年 月 日	所 有 株 式 数
代表取締役 会 長	宮 本 勇 昭和12年11月9日	千株 0
代表取締役 社 長	奥 石 宏 司 昭和20年7月18日	千株 0
常務取締役 営業本部長	紺 野 栄 信 昭和22年4月6日	千株 0
取 締 役 管理部門統括 部長兼総務部 長	太 田 文 興 昭和20年11月11日	千株 0
取 締 役 本店営業部長	高 原 幸 男 昭和28年11月27日	千株 0
取 締 役 トレーディング 部長兼情報 企画部長	鍵 和 田 均 昭和37年9月28日	千株 0

役名及び職名	氏名 生年月日	所有 株式数
監査役 常勤	杉本 威 昭和19年1月28日	千株 0
監査役 非常勤	大野 勝 昭和13年3月25日	千株 0
監査役 非常勤	小瀬博司 昭和21年3月24日	千株 0

(平成19年3月31日現在)

(注) 監査役大野 勝、小瀬博司は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

⑩従業員の状況

	総 計	男 女 別		営業・内勤	
		男	女	営 業	内 勤
従業員数	110人	97人	13人	78人	32人
平均年齢	39.2才	40.8才	27.8才	38.5才	40.7才
平均勤続年数	8.1年	8.4年	5.7年	7.0年	10.6年
登録外務員数	68人	68人	0人	—	—

(平成19年3月31日現在)

2. 営業の状況

① 営業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、企業収益の改善に伴い設備投資も引き続き増加傾向となり個人消費も底堅く、経済情勢全般としては緩やかながら拡大基調で推移いたしました。

一方、商品市場におきましては、商品取引所法改正等による営業行為規制強化の影響から市場への資金流入が急減したことにより、業界規模で取組高・出来高ともに減少となりました。上半期は国際穀物のほかコーヒー・粗糖市場が低迷し、また下半期は貴金属・石油市場が世界的な貴金属相場への高値警戒感や原油の需給緩和見通しなどから出来高を大きく減少させたことで、総出来高が8,510万枚（前年比21.1%減）と7期振りに1億枚を大きく割り込みました。

このような環境のなかで、受取委託手数料は1,000百万円（前期837百万円）、トレーディング部門の自己売買収益は855百万円（同1,550百万円）と両部門とも当初計画を下回り、営業収益合計は1,856百万円（同2,388百万円）となりました。

この結果、経常利益は292百万円（前期440百万円）、当期純利益は関係会社株式売却益等307百万円を特別利益に計上し、特別損失に10百万円を計上したことにより367百万円（同905百万円）となりました。

当事業年度における受取手数料、売買損益および売買高は次のとおりであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第52期
	(自 平成18年4月 1日) (至 平成19年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	551,093
貴金属市場	350,502
ゴム市場	43,298
石油市場	30,563
砂糖市場	25,247
小 計	1,000,704
商品ファンド	0
合 計	1,000,704

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第52期 (自 平成18年4月 1日) (至 平成19年3月31日)		
	商品先物決済損益		
農産物市場	454		
貴金属市場	273,056		
ゴム市場	174,924		
石油市場	405,059		
砂糖市場	△53		
小 計	853,440		
商品先物評価損益	2,174		
合 計	855,615		

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別 商品市場名	第52期 (自 平成18年4月 1日) (至 平成19年3月31日)		
	委 託	自 己	合 計
商品先物取引			
農産物市場	300,463	310	300,773
貴金属市場	105,493	799,548	905,041
ゴム市場	27,274	671,466	698,740
石油市場	18,244	1,629,472	1,647,716
砂糖市場	7,448	2	7,450
合 計	458,922	3,100,798	3,559,720

②対処すべき課題

第53期は、昨年の新会社法施行に引き続き、平成19年9月（予定）に「証券取引法等の一部を改正する法律案（金融商品取引法案）」が施行されることに伴い、投資家保護規制を横断的に整備するため「商品取引所法」が一部改正施行となります。また、日本商品先物取引協会が法令遵守の一層の徹底を図るため策定した「商品取引トラブル解消アクションプログラム」に基づき、社内管理体制の点検・整備等コンプライアンス体制の徹底が急務となります。

当社はこのような状況を踏まえ、営業部門においてはコンプライアンスを最優先とした信頼される営業活動により、的確な情報サービスと魅力ある商品の提供に努め預かり資産の増大を図ってまいります。また、社員の教育・研修とコンプライアンス機能の強化等により社員の資質向上を図り社内管理体制に万全を期してまいります。

一方、トレーディング部門におきましても、人材の増強・育成と平成19年10月に予定される東京穀物商品取引所のザラ場取引への対応等、新たなトレーディング手法の開発・運用に取り組み収益力の向上を目指してまいります。

受託業務管理規則

(目的)

第 1 条 この規則は、自己責任の徹底と、委託者の保護育成を図るため、勧誘ならびに受託業務の適正な運営およびその管理について必要な事項を定める。

(規則の制定および改正)

第 2 条 本規則の制定および改正は、取締役会の決議を経て実施するものとする。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第 3 条 当社は、次の各号の一つに該当する者に対しては、商品先物取引の顧客の勧誘および受託は行わないこととする。但し、第 6 号から第 10 号に該当する者で次項に掲げる要件等を満たしている場合には、この限りではない。

- (1) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者、および認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 商品先物取引を借入金により行おうとする者
- (5) 長期入院、自宅療養者およびこれに準ずる者
- (6) 年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を維持（収入の過半を占る）する者
- (7) 一定以上の収入（年間 500 万円以上）を有しない者
- (8) 一定の高齢者（年齢 75 歳以上）
- (9) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者
- (10) 銀行、農業・漁業の共同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者、国・地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱い者、民間企業等における金銭、有価証券等の取扱い者
- (11) その他商品先物取引を行う適格性に欠ける者

2 前項第 6 号から第 9 号に該当する顧客について、次の例外要件を満たしている場合であつて、顧客の自書により、自らが商品先物取引不適格者であることを理解しているとともに、これら例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告がある場合において、総括責任者が審査の上これを承認したとき、また、第 10 号に該当する顧客については、本人から自書による取引申出書の提出があり、取引を希望する旨の申出があつた場合において総括責任者および副総括責任者が承認したときは、前項の規定にかかわらず、それらの顧客に対する勧誘および受託ができるも

のとする。なお、これらの審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者およびその判断根拠を含めて記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

- (1) 前項第6号および第7号の顧客については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることおよびそれを証明できるものがあること
- (2) 前項第8号の顧客については、顧客が直近の過去3年以内に延べ90日以上にわたりレバレッジ性のある取引（金融先物取引、有価証券に係る先物取引、外国為替証拠金取引、株式の信用取引等）の経験があり、かつ、商品先物取引の仕組み、リスク等説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることを証明できるものがあること
- (3) 前項第9号の顧客については、新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること、および新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることについて証明できるものがあること

3 第1項の各号に該当しない者であっても、管理担当責任者が、諸要件を判断して先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、顧客の勧誘および受託を行わないこととする。

4 当社は、70歳以上75歳未満の高齢者についても適正な投資可能資金額の設定や商品先物取引の仕組み、リスク等の理解の状況等について厳格に審査するものとし、取引開始後においても老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資することのないよう管理するものとする。

（取引口座設定申込書の徴収および適合性の審査）

第4条 当社は、顧客の取引に対する主体性を確認するため、次に挙げる事項を記載した「取引口座設定申込書」を、顧客より徴収することとする。

- (1) 住所、氏名、生年月日、性別、家族構成
 - (2) 職業および職務内容、勤務先および勤務先住所、役職名
 - (3) 商品先物取引の理解
 - (4) 商品先物取引、株式取引（現物、信用、先物）の経験度合
 - (5) 資産状況（年収、預貯金、その他）
 - (6) 投資可能資金額
 - (7) 経済情報入手の方法
 - (8) その他必要と認められた事柄
- 2 「投資可能資金額」の申告を受けるにあたっては顧客が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等の性質を十分理解した上で損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額であること、および損失が発生したと

きは、その額が減額されるものであることについて、顧客に分かりやすく説明するものとする。

- 3 顧客より取引口座設定申込書の差入れがあった場合は、適合性原則に照らして、第3条第1項に抵触しないことを確認し、記載内容の精査の他、営業記録、顧客カード記載内容について総括責任者および副総括責任者が審査を行い適否を判断するものとし、審査結果については、審査日、審査者および適否の判断根拠を含めて記録を作成し、書面および電子媒体等により取引終了後3年間は保存するものとする。また、審査結果が出るまでは約諾書や取引証拠金等の受理または、取引の受託は行わないものとする。なお、勧誘過程で適合性がないことが判明したときは直ちに勧誘を中止するものとする。
- 4 顧客の意思により当初の投資可能資金額を増額変更する場合においては、新たに設定した投資可能資金額が損失となった場合でも生活に支障がない額であること、およびその裏付けとなる証明があり、自書による申出書を得るとともに当該顧客が商品先物取引を理解している等を確認し総括責任者がこれを決裁する。

(顧客カードの整備)

第5条 当社は、本店および支店ごとに商品先物取引を行おうとする顧客について、「取引口座設定申込書」等を参考に、当社が必要と認めた下記の事項を記載した顧客カードを作成し、すべてこれを本店（管理部）に備え付け、当該支店はその写しを備え付けるものとする。但し、顧客が法人の場合は、第3号および第4号の記載を一部除くことができる。なお、これらの情報に変更があった場合には、その都度更新し適切に管理しなければならない。

- (1) 氏名または商号、住所または所在地および連絡先または勤務先
- (2) 職業または職種、年齢および性別
- (3) 資産および収入の状況、投資可能資金額
- (4) 商品先物取引および証券取引の経験の有無
- (5) その他必要と認める事項

(勧誘に際しての留意点と説明義務等)

第6条 当社は商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、それに先立って顧客に当社の商号、登録外務員の氏名および商品先物取引の勧誘である旨を告知した上で、顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認するものとし、これら告知および意思の確認についての記録を残すものとする。また、顧客が勧誘を希望しない旨または商品先物取引の委託をしない旨の意思表示をした場合には、当該顧客には一切勧誘しないものとし、これら勧誘および委託を拒否した顧客の氏名、電話番号等については管理システムで管理し、FAX等により本・支店等全社内に周知徹底するとともに、電話発信に対する規制装

置を設け、勧誘および委託を拒否した顧客の電話番号を登録し、登録された電話番号に対し発信の規制を行いそれらに対する再勧誘が起きないように防止措置を講ずるものとする。

2 当社は、次の各号に掲げる迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘は行わないものとする。但し、顧客の指示または承諾がある場合はこの限りではない。

- (1) 深夜、早朝等迷惑となる時間帯での電話または訪問による勧誘
- (2) 顧客の意思に反する長時間にわたる勧誘
- (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、不安の念を生じさせる勧誘
- (4) 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘

3 当社は、商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、受託契約準則、「商品先物取引—委託のガイド」、「商品先物取引入門の手引き」等の関係書面を交付し、それらを用いて次の事項を、それらの記述や図面を示す等顧客が容易に理解できるよう留意しつつ説明し、理解の確認を行うものとする。なお、理解の確認にあたっては、まず、第1号および第2号に係る説明をし、その理解の確認を書面により行い、その後その他の事項について説明し、その理解の確認を書面により行うものとする。

- (1) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10～30倍にもなる過大な取引を行うものであること
- (2) 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること
- (3) 取引証拠金等の制度、種類およびその発生の仕組み等に関する事項
- (4) 委託手数料の額、委託手数料の制度およびその徴収の時期等に関する事項
- (5) 商品取引員の禁止行為に関する事項
- (6) その他「商品先物取引—委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項

(受託業務の禁止行為)

第7条 商品先物取引の顧客の勧誘ならびに受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則、個人情報保護法、取引所指示事項および日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(未経験者の保護育成措置)

第8条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な顧客層の拡大を図るため、直近の3年以内に延べ90日間以上商品先物取引の経験を有していない者、またはこれと同等等と判断される者を未経験者と規定しこれらの顧客に対しては3ヶ月間を習熟期間とし、その間は次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 顧客に対し、第6条3項に定める説明を行うことにより、商品先物取引についての十分な理解と認識を求めること

- (2) 取引にあたっては、特に取引追証拠金および損失が発生した場合についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該顧客の資金力、取引経験等からみて、明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること
- (3) 未経験者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成を図るため、顧客が申告した投資可能資金額の3分の1に相当する取引量の範囲内において受託するものとする
- (4) 顧客に対し、商品先物取引について十分な理解と認識を深めて頂くため、習熟期間中に下記の事項等について、理解確認を行うこととする。調査の結果、未だ理解が充分でないと判断される顧客については、更に理解を深めて頂くよう努めることとする
 - (イ) 「商品先物取引—委託のガイド」の内容に対する理解
 - (ロ) 損益発生仕組み、および損益計算方法の理解
 - (ハ) 取引証拠金の性格、および取引追証拠金の計算方法の理解
 - (ニ) ストップ高安等の値幅制限についての理解
 - (ホ) 約定値段、総取引金額についての理解
 - (ヘ) その他、必要と認める事項についての理解
- (5) 健全な顧客の導入を図るため、顧客に所在、年齢等を明確にするための証明(免許証等の本人確認書)を求め、それを徴収することとする

(顧客の取引内容の点検)

第9条 当社は、委託者の保護育成および受託業務の適正な運営を確保するため、取引証拠金の預託額が或る一定金額を超えた顧客は、管理担当責任者が面談し取引内容等を残高確認書にて点検するとともに、適切な顧客管理を行うものとする。また、預託額が投資可能資金額を超えていない顧客であっても、総括責任者および副総括責任者または管理担当責任者が必要と認めた顧客は、その都度取引状況を分析、精査し、適切な顧客管理を行うものとする。

なお、第3条第1項10号に該当する顧客に対しては、不正資金の流入を防止するため調査を開始するものとし、そのため次の基準等を定め行うものとする。

- (1) 当該顧客の1回の入金で、年収相当額を超えるものがあつたとき、当該顧客の資金について調査を開始する
- (2) 調査に当たっては、前項の基準を超過した部分の資金の性格や資金の出所(自己資金かどうか、自己資金ならその内容等)を当該顧客と直接面談して聴取することとする
- (3) 調査は管理部門(管理担当班等)があたるものとし、営業部はこれに協力する

ものとする。調査が困難と判断したときは、興信所、その他外部調査機関に委託する等、資金調査に必要な措置を講ずるものとする

- (4) 前項の調査に関しては、その記録を作成し、これを10年間保存するものとする
- (5) 当社は顧客から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該顧客に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、適宜の措置をとるものとする

(取引本証拠金の額およびこれに係る措置)

第10条 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。但し、相場の状況等により当社が必要と判断する場合には取引本証拠金の額を一定額増加することがある。

- 2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者として管理部長を定め、その内容について社内に徹底するとともに、顧客に周知し、その記録を3年間保存する。

(管理担当班の設置)

第11条 当社は、受託業務に係わる責任の所在の明確化を図るため、本店の管理部を主体として、本店および支店ごとに管理担当班を設置し、責任者を置くものとする。

- 2 本店に、受託業務に係わる総括管理と、第12条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、総括責任者および副総括責任者を設置する。
- 3 総括責任者は担当役員とし、副総括責任者は管理部長および管理部次長とする。

(管理担当班の職務)

第12条 管理担当班の職務は次の通りとする。

- (1) 顧客カード等の精査による顧客の選別、ならびに受託の適否の決定および顧客管理のための顧客カードの整備
- (2) 商品先物取引の経験の無い顧客からの受託に際し、顧客の投資可能資金額に対する審査
- (3) 顧客の資金力、取引経験等から観て不相応と判断される取引の抑制
- (4) 登録外務員の顧客に対する連絡、サービス状況等の掌握および営業部門に対する指導
- (5) 顧客の取引内容を分析、精査および取引内容に異常な兆候が認められた場合の迅速適切な処置、ならびに担当外務員に対する指導、助言
- (6) 顧客からの苦情、紛争に対する適切な対応および過去に恣意的に紛争を多発した顧客の参入の予防措置
- (7) 外務員に対する関係法令諸規則等の指導および遵守状況の監視

- (8) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及、ならびに顧客の理解を向上させるために必要な措置
- (9) その他、委託者の保護育成に必要と認められる措置

(違反者に対する懲戒)

第13条 第7条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、これを社内規定に基づき懲戒する。

(広告・宣伝に係る管理措置)

第14条 当社は、受託業務に係る印刷物、マス媒体、宣伝用物品の頒布等による広告、宣伝を行うときは、表示および方法を適正に行うため、取締役管理部門統括部長を責任者とする審査委員会において、実施に先立って社内審査を行うものとする。

- 2 掲載に際しては、商品先物取引では投下資金以上の損失が生じる可能性があること、また、当社顧客相談窓口、日商協相談センターとその所在地および電話番号を記載する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第15条 本規則は、社団法人日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。本規則を変更したときも同様とする。

本規則は、平成10年4月1日より実施する。

附 則

平成12年4月4日開催の取締役会において議決した第3条第1項第1号の変更規定は平成12年4月1日より実施する。

附 則

平成14年1月21日開催の取締役会において議決した第3条第1項および同項第5号、6号の変更規定は平成14年2月1日より実施する。

附 則

平成15年3月17日開催の取締役会において議決した第3条第1項6号および第9条の変更規定は平成15年4月1日より実施する。

附 則

平成15年5月28日開催の取締役会において議決した第9条の2第1項および第2項の変更規定(新設)は平成15年6月6日より実施する。

附 則

本則は商品取引所法の改正に基づき平成17年7月28日開催の取締役会において全面的に改定された。この規則の実施は平成17年8月1日とする。

附 則

平成18年1月10日開催の取締役会において議決した第6条第1項の変更規定（文言追加）は平成18年2月1日より実施する。

附 則

平成18年10月30日開催の取締役会において議決した第11条第1～3項および本規則条文中の責任者の呼称変更等の変更規定は平成18年11月1日より実施する。

④外務員の登録状況

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
70名	10名	12名	68名

⑤委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
556名	265名	511名

⑥苦情・紛争に関する事項

平成18年度中の受付件数および処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	1	1			
取引に係るもの	2	1	1		
取引終了時に係るもの					
その他に係るもの					
合計	3	2	1		

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの					
取引に係るもの					
取引終了時に係るもの					
その他に係るもの					
合計	0				

当社では、管理部が地区管理担当責任者および営業本部と密接な連携をもって委託者の苦情、紛争の未然防止に努めております。

委託者より苦情等の申出があった場合には、直ちに社内において厳密な調査を行い、迅速、且つ適切に対応しております。

平成18年度中において発生した苦情3件の内2件は解決、1件は取下げとなりました。

⑦訴訟に関する事項

(1) 平成18年度中の係争

当年度における委託者からの訴訟はありません。

(2) 平成18年度の判決等

確定した判決は5件あり、内訳につきましては当社の勝訴判決が2件、和解による判決が3件となっております。

3. 経理の状況

①貸借対照表

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,632,445	流動負債	2,238,502
現金・預金	2,114,675	短期借入金	100,000
委託者未収金	92,837	未払法人税等	150,983
関係会社株式	711,580	預り証拠金	1,800,112
商品	89	(うち現金)	(1,533,483)
前払費用	20,667	(うち有価証券)	(266,628)
保管有価証券	266,628	未払金	26,312
差入保証金	910,600	未払費用	129,267
委託者先物取引差金	684,753	その他の流動負債	31,826
預託金	759,000		
繰延税金資産	25,152	固定負債	559,563
未収入金	4,365	繰延税金負債	333,520
その他の流動資産	42,094	退職給付引当金	26,917
		役員退職慰労引当金	199,125
固定資産	1,472,001	引当金	77,279
有形固定資産	25,589	商品取引責任準備金	77,279
建物	4,396	(商品取引所法第221条)	
構築物	471		
器具及び備品	20,721	負債合計	2,875,346
無形固定資産	38,404	純資産の部	
のれん	10,686	株主資本	3,743,159
電話加入権	27,717	資本金	1,860,000
投資その他の資産	1,408,007	資本剰余金	510,000
投資有価証券	848,265	資本準備金	510,000
関係会社株式	2,500	利益剰余金	1,373,959
出資金	18,000	利益準備金	1,226
長期未収債権	123,383	その他利益剰余金	1,372,733
長期差入保証金	304,625	別途積立金	870,000
長期貸付金	20,650	繰越利益剰余金	502,733
長期前払費用	1,991	自己株式	△ 800
長期預金	200,000	評価・換算差額等	485,940
その他の投資等	380	その他有価証券評価差額金	485,940
貸倒引当金	△ 111,788	純資産合計	4,229,100
資産合計	7,104,446	負債・純資産合計	7,104,446

(千円未満切捨)

②損益計算書

損益計算書

(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		1,856,389
受取手数料	1,000,704	
商品先物取引に係る受取委託手数料	1,000,704	
売買損益	855,615	
その他の営業収益	69	
営業費用		1,612,937
販売費及び一般管理費	1,612,937	
営業利益金額		243,452
営業外収益		53,351
受取利息	3,686	
受取配当金	48,920	
その他の	745	
営業外費用		4,255
支払利息	2,613	
その他の	1,641	
経常利益金額		292,548
特別利益		307,046
貸倒引当金戻入	3,464	
関係会社株式売却益	303,582	
特別損失		10,501
雑損失	10,501	
税引前当期純利益金額		589,094
法人税、住民税及び事業税		229,403
法人税等調整額		△7,840
当期純利益金額		367,531

(千円未満切捨)

④個別注記表

1. 継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる事象又は状況
該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

①時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

②時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっております。

無形固定資産 定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

①商品取引責任準備金

商品取引所法第221条の規定に基づき積立てております。

②貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異(△4,962,467円)については15年による均等額を費用処理しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 営業収益の計上基準

①受取手数料(商品先物取引)

委託者が商品取引所において取引を約定した日に計上しております。

②売買損益(商品先物取引損益)

反対売買により取引を決済したときに計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

①リース取引の会計処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

②消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 会計処理の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

これにより損益に与える影響はありません。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は4,229,100,722円であります。

3. 貸借対照表等に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 26,282,740円
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な資産として事務用機器および業務用車両等があります。
- (3) 担保提供資産 投資有価証券 492,580,000円
上記に対応する債務 短期借入金 100,000,000円

(4) 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

投資有価証券	658,940千円
保管有価証券	266,628千円
合計	925,568千円

(5) 分離保管資産

商品取引所法第210条の規定に基づいて分離保管されている資産の内訳は次のとおりであります。

現金	759,000千円
----	-----------

- (6) 委託者未収金のうち、無担保未収金は114,168千円であります。また、発生から1年を経過しているものは111,788千円であります。なお、投資の部に計上されているものは、111,788千円であります。
- (7) 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉を決済したと仮定して計算した委託者の売買損(売買益)相当額を、委託者に代わって取引所に立替払いした(取引所から預かった)金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の

商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

(8) 親会社株式（流動資産）	711,580,000 円
(9) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
①短期金銭債権	5,280,072 円
②長期金銭債権	198,300,000 円
4. 損益計算書に関する注記	
(1) 関係会社との取引高	
営業取引以外の取引高	53,134,650 円
5. 株主資本等変動計算書に関する注記	
(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数	普通株式 3,450,000 株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式 1,000 株
(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項	
平成18年6月23日の第51回定時株主総会において、次のとおり決議しました。	
配当金の総額	103,470,000 円
1株当たり配当額	30 円
基準日	平成18年3月31日
効力発生日	平成18年6月26日
6. 税効果会計に関する注記	
(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	81,043,875 円
商品取引責任準備金	31,452,793 円
貸倒引当金	45,498,060 円
未払賞与	10,662,179 円
未払事業税	12,683,585 円
その他	<u>31,864,358 円</u>
小計	213,204,851 円
評価性引当額	<u>△188,052,251 円</u>
繰延税金資産合計	25,152,600 円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△333,520,962 円</u>
繰延税金負債合計	△333,520,962 円
繰延税金負債の純額	<u>△308,368,362 円</u>
7. リースにより使用する固定資産に関する注記	
(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額および事業年度	

未残高相当額

器具備品	取得価額相当額	69,247,830 円
	減価償却累計額相当額	<u>26,615,902 円</u>
	事業年度末残高相当額	42,631,928 円

(2) 事業年度末における未経過リース料相当額

未経過リース料事業年度末残高相当額

1 年 内	14,868,722 円
1 年 超	<u>29,024,212 円</u>
合 計	43,892,934 円

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,226 円 18 銭
(2) 1株当たり当期純利益	106 円 56 銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

⑤監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表については、会社法436条第2項第1号に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額(*1)／リスク額(*2)×100]	829%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額(*3)／資本金額×100]	231%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本／資本金×100]	205%
(d) 自己資本比率 [自己資本／総資本×100]	54%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本／総資産額(*4)×100]	73%
(f) 負債比率 [負債合計額／純資産額(*3)×100]	65%
(g) 流動比率 [流動資産額／流動負債額×100]	220%

*1 「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく同施行規則第38条の規定により算出しております。

*2 「リスク額」は、同法211条に基づく同施行規則第99条により算出しております。

*3 「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく同施行規則第38条の規定により算出しております

*4 「総資産額」は、委託者に係る㈱日本商品清算機構または商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額および委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いております。

追加情報

1. 会社の体制および方針

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

(1) 概要

本決議は、会社法第362条第4項第6号及び第5項に基づき具体的に実行されるべき当社の内部統制システムの構築において、遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条の定める同システムの体制整備に必要な各条項に関する大綱を定めるものである。本決議に基づく内部統制システムの構築は、可及的速やかに実行すべきものとし、かつ、内部統制システムについての不断の見直しによってその改善を図り、もって、効率的で適法な企業体制を作ることを目的とする。

当社は、法令諸規則・定款・社内規程等を遵守しつつ企業倫理を強化し、良き企業市民として豊かな社会の実現に貢献することを旨とする。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社はコンプライアンス体制の基礎として、「経営理念と方針」に基づき企業行動規範の基本原則であるコンプライアンス・マニュアル等必要な社内諸規程を制定する。
- ② 代表取締役は、管理部門担当取締役をコンプライアンス全体に関する統括責任者として任命し、監査部と定期的な内部監査により法令諸規則・定款等の適合性を確認するとともに、コンプライアンスの推進ならびに教育研修を実施し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- ③ 法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として社内通報制度（アサヒホットライン）を創設しその浸透を図る。
- ④ 企業経営及び日常業務に関する必要なアドバイスは顧問弁護士により受ける体制を構築する。

(3) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び使用人の職務の執行にかかる情報については法令及び文書整理保管規程に基づき適切に保存・管理を行い必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は市場関連リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等当社の事業活動に係る諸リスクの把握、評価分析に基づきリスクマネジメントのための諸施策を適切に実施する。
- ② 監査部は監査規程に基づき定期的な監査を行い、リスク管理状況と併せて取締役会及び監査役会に報告する。
- ③ 緊急事態対策規程を定め、天災地変等の非常事態に迅速に対応できる体制を構築する。

(5) 取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営理念、経営方針に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画を策定する。
- ② 職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
- ③ 取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、原則として、月1回、取締役会を開催する。また各部門担当取締役によって構成される役員連絡会において業務執行に関する重要な課題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。

(6) 当社並びにその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ各社は、共通の経営理念の下でグループ各社相互の協調及び発展をめざす。
- ② グループ各社の内部統制システムについては、親会社の内部統制システムを共通の基盤として構築し、グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。
- ③ グループ各社は重要な人事、資産の取得・譲渡、毎月の業務実績、取締役会議題等について親会社に報告することとする。また、グループ会社において重要な検討事項が生じた場合は、グループ各社を横断して委員会を設置し、検討を行う。
- ④ グループ各社の代表取締役は、各社の内部統制システム運用の権限と責任を負う。
- ⑤ 親会社のリスクマネジメント委員会が定める方法を参考の上、当社リスクマネジメントを実施し、その状況を親会社のリスクマネジメント委員会へ報告する。親会社のリスクマネジメント委員会はグループ各社全体のリスクの評価及び管理の体制を構築し、運用管理を行う。
- ⑥ 親会社の監査役及び内部監査部門の監査を必要に応じて受け入れる。
- ⑦ 親会社からの経営管理・経営指導について、その内容が法令違反やコンプライアンス上問題があると認めた場合は、親会社の内部監査部門又は親会社の監査役へ報告するとともに当社の監査役へ報告することとする。
- ⑧ 監査役は定期的にグループ監査役会に参加し、親会社の監査役と意見交換を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、当社の使用人の中から監査役補助を1名以上配置することとする。

(8) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立を確保するものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、下記の事項について、遅滞なく監査役に報告する。

i 職務執行に関して重大な法令・定款違反又は不正行為の事実

ii 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項

iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

- ② 取締役及び使用人は、その業務執行に関する事項につき、監査役から報告を求められた場合は速やかに当該事項につき報告を行う。
- ③ 監査役は、取締役会、役員連絡会その他必要な会議に出席し当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換のほか、意思疎通を図るものとする。
- ② 監査役は、会計監査人、監査部とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。
- ③ 監査役は、監査役会規程及び監査役監査基準に則り、適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役の業務執行状況の監査を行う。

2. 役員の異動

平成19年6月22日付

監査役	新任	常勤監査役	小林 光 行
	新任	社外監査役	角 田 達 也
	退任	常勤監査役	杉 本 威
	退任	社外監査役	小 瀬 博 司

以 上